

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の労働金庫法施行規則第二十七条第二項及び第三項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。